

練馬区地域型保育事業の認可基準

事業類型		定員	職員配置基準	職員資格	保育室	給食
小規模 保育事業	A型	6～19人 ※1	保育所の 配置基準+1名	配置基準の10割が 保育士※2	0・1歳児: 3.3㎡/1人	・自園調理 (連携施設等からの搬入可) ・調理設備 ・調理員
	B型	6～19人 ※1	保育所の 配置基準+1名	配置基準の6割以上 が保育士※2 ※保育士以外には研 修を実施します。	2歳児以上: 1.98㎡/1人	・自園調理 (連携施設等からの搬入可) ・調理設備 ・調理員
	C型	10人	0～2歳児 3:1 (家庭的保育補助 者を置く場合、 5:2)	家庭的保育者※3 (+家庭的保育補助 者)	0～2歳児: 3.3㎡/1人	・自園調理 (連携施設等からの搬入可) ・調理設備 ・調理員
家庭的保育事業 (保育ママ)		3～5人	0～2歳児 3:1 (家庭的保育補助 者を置く場合、 5:2)	家庭的保育者※3 (+家庭的保育補助 者)	0～2歳児: 3.3㎡/1人	・自園調理※5 (連携施設等からの搬入可) ・調理設備 ・調理員
事業所内保育事業		地域枠は、定員に よって変わります	<定員20人以上>	配置基準の10割が 保育士※2	0・1歳児: 乳児室1.65㎡/1人、 ほふく室3.3㎡/1人 2歳児以上 1.98㎡/1人	・自園調理 (連携施設等からの搬入可) ・調理室 ・調理員
			<定員19人以下>	配置基準の5割以上 が保育士※2 ※保育士以外には研 修を実施します。	0・1歳児: 3.3㎡/1人 2歳児: 1.98㎡/1人	・自園調理 (連携施設等からの搬入可) ・調理設備 ・調理員
居宅訪問型保育事業		—	0～5歳児 1:1	家庭的保育者※4	—	—

※1 職員配置基準および保育室の面積基準を満たしている場合は、22人まで受け入れることができます。

※2 保健師または看護師を1名に限り保育士とみなす特例を設けています。

※3 都・区が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識および経験を有すると区長が認める者(看護師、幼稚園教諭等)です。

※4 事業者が所在する区市町村が認めた家庭的保育者、または研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識および経験を有すると区長が認める者です。

※5 「自園で調理した食事を提供する施設」と「区立保育園で調理した食事を運んで提供する施設」のいずれかです。

《参考》

保育所 (認可保育園)	20人以上	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 新基準15:1 (旧基準20:1) 4歳児以上 新基準25:1 (旧基準30:1) ※6	配置基準の10割が 保育士※2	0・1歳児: 3.3㎡/1人 2歳児以上: 1.98㎡/1人	・自園調理 ・調理室 ・調理員
認定こども園 (幼稚園型)	園による	3歳児 20:1 4歳児以上30:1 (3歳児以上の幼 稚園教育時間 については35:1)	保育士、幼稚園教諭	3歳児以上 1.98㎡/1人	・自園調理 (外部搬入可)

※6 ただし、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げられないとする経過措置を設けています。